同志社大学を「追放」された浅野健一氏の裁判闘争は大阪高裁へ

―一審の京都地裁は手続きの瑕疵は「判断せず」、浅野氏の訴えを棄却―

ジャーナリスト　田中圭太郎

法廷では堀内照美裁判長が「請求棄却」と小声で判決を言い渡した瞬間、傍聴に訪れていた約三十人の浅野さんの支援者から「不当判決だ」と声が上がった。さらに、判決理由を読み上げることなく閉廷されたことで、支援者が二十分以上にわたり抗議するなど、裁判所は一時騒然となった。

浅野さんや支援者の怒りは、判決が形式的な判断に終わったことにある。まず一点は、大学院教授の定年延長の実態に踏み込まなかったこと。同志社大学の定年は満六五歳だが、大学院の教授は一年度ごとに定年延長が認められ、最大で満七〇歳まで務めることができる。健康上の理由や他大学に移るといった自己都合と、何らかの問題を起こした場合以外は、定年延長は基本的に認められてきた。一九七六年以降、九三・一パーセントの教授が一年以上延長し、七〇歳まで務めた教授も七四・九パーセントにのぼる。特段の理由がなく定年延長が認められなかったケースはなく、慣習になっていたと浅野さんは裁判で主張した。

しかし堀内裁判長は判決文で、ほとんどの大学院教授が定年延長されているのは「審理の結果そのような事実があるということにすぎない」と述べている。つまり、たまたまそうなっただけで慣習ではないと判断し、「特段の事情がない限り定年延長がなされるということはできない」と、浅野さんの主張を退けている。

もう一点は、浅野さんが定年延長を拒否された過程の手続きに、瑕疵があったかどうかの判断を避けたことだ。後述するが、浅野さんは同僚教授らによる不当な行為によって定年延長が拒否された。浅野さんは手続きの瑕疵を主張したが、堀内裁判長は判決で判断をしなかった。

『原告は、定年退職をしたものであるから、その余について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。したがって、これを棄却する』

この判決では、浅野さんに特段の事情もないのに、なぜ定年延長が認められなかったのかがわからない。浅野さんはすでに「判決は不当」として大阪高裁に控訴した。

「追放」の過程に踏み込まなかった判決

「三年一か月も要してこんな結果になり、怒りを感じている。残念な判決だ」

大学院の教授に認められている定年延長を、特段の理由もなく拒否されたとして、浅野健一さんが学校法人同志社に対し地位の確認を求めた裁判は、今年三月一日に京都地方裁判所で判決が言い渡された。二〇一四年二月の提訴から三年一か月にわたって審理されたが、浅野さんの訴えは棄却された。冒頭の言葉は、浅野さんが判決後の集会で悔しさをにじませながら発したものだ。

裁判長が判断を避けた、浅野さんが定年延長を拒否された過程にこそ問題がある。どのような経過だったのか、改めて振り返ってみる。

「闇討ち」で定年延長を拒否

共同通信社の記者としてジャカルタ支局長などを歴任した浅野さんは、一九九四年にジャーナリズムの研究者として、同志社大学大学院の新聞学専攻の教授に採用。新聞学専攻は現在名前を変え、浅野さんは大学院の社会学研究科メディア学専攻の教授を務めていた。

問題が起きたのは二〇一三年。浅野さんはこの年の七月、満六五歳になり、翌年が初めて定年延長の対象になっていた。メディア学専攻の定年延長対象者はもう一人、五回目になる渡辺武達教授（現在は退職）もいた。

次年度の開講科目などの準備は、二人が定年延長することを前提で進められ、浅野さんは大学院と学部であわせて十コマの授業を担当することが一〇月一六日の専攻会議で決まった。

大学の翌年の入学案内冊子には浅野さんのゼミが紹介されることになっていたほか、ロシアから留学生を受け入れることも新たに決まっていた。二〇一三年度もゼミの学生を募集し、大学院博士課程後期にはインドネシアからの

留学生も在籍している。すべては翌年も浅野さんが大学院の教授を続ける前提で準備していた。

定年延長は、対象者のリストを専攻会議から教授会にあたる研究科委員会に提案し、形式的に承認されるだけでほぼ自動的に決まっていた。浅野さんはメディア学専攻の案件を提案し議決する教務主任の立場だったので、一〇月一六日の会議で、自分と渡辺氏を除いた形で定年延長について取りまとめる作業を他の四人の教授に指示した。別の教授の推薦により小黒純教授がまとめ役になっていた。

ところが、四人の教授からなかなか報告があがってこない。小黒氏からは一度「定年延長についてきょうは決まらなかった」と連絡があり、「早く進めるように」とやりとりをしたが、このとき浅野さんはなぜこんなに時間がかかるのか、不審に思いはじめていた。

すると、一〇月二八日に突然、小黒氏から浅野さんに「審議の結果を研究室のメールボックスに投函した」とメールで連絡があった。

翌日、大学で「定年延長に関する審議結果のご連絡」と書かれた文書を見て、浅野さんは目を疑った。文書には「臨時専攻会議」を四回開いたうえで、浅野さんの定年延長を提案しないことと、渡辺氏の定年延長を提案することを決定したと書かれていたのだ。

浅野さんの定年延長を提案しない理由は何も記載されていなかった。そもそも「臨時専攻会議」は正式には存在せず、専攻会議はあくまで浅野さんが教務主任として取り仕切ることになっている。

浅野さんは同日の専攻会議で「経緯を説明してほしい」と聞いたが、小黒氏は質問には答えず、「すべて研究科委員会で説明する。ここでは何も話さない」としか言わなかった。

この場で浅野さんは専攻の教授五人が自分をターゲットにして、定年延長拒否を仕組んでいたことを初めて知った。しかし、これは手続きに違反したもので無効だと判断して、浅野さんは自ら研究科科長の冨田安信氏に、自分と渡辺氏の定年延長を提案する文書を提出した。

しかしこのあと、浅野さんは定年延長拒否が研究科ぐるみで仕組まれていたことを知る。

「討議資料」は誹謗中傷と人格攻撃

翌日の研究科委員会には、定年延長者のリストが提案されていたが、渡辺氏の名前がある一方で、浅野さんの名前はなかった。科長の冨田氏は前日浅野さんが提出した提案書を無視して、小黒氏による通知文書を正式な提案として採用していたのだ。渡辺氏らの定年延長の提案はあっさりと承認された。

浅野さんが抗議して自らの定年延長を議題にするよう求めると、冨田氏が浅野さんの定年延長を提案し、審議が行われることが決まった。浅野さんがこれまでの経緯を二〇分にわたって説明したあと、浅野さんだけが退出させられた。

メディア学専攻の他の教授が、自分の定年延長の提案に反対しなかったことを不審に思いながら、浅野さんは委員会が終わるのを待っていた。いまどのような審議が行われているのか――

実はこのとき、小黒氏らメディア学専攻の教授は「専攻会議で浅野さんの定年延長反対を決議した」と虚偽の報告をし、ある文書を出席者に配っていた。終了後に文書を読んだ浅野さんは、その内容を見て愕然としたという。

「浅野教授　定年延長の件　検討事項」と題したA四サイズ二枚の文書には、冒頭、次のように書かれている。

『研究者としての能力、論文・著書の内容の学問的質に問題がある。「運動」としての活動はあっても、大学院の教授の水準を満たす研究はない』

この書き出しからはじまる文章の内容は、ほとんどが浅野さんに対する誹謗中傷で占められていた。「教授の水準を満たす研究はない」と断定的に書いているが、浅野さんは大学院の教授に就任して二〇年が経とうとしていた。「教授の水準」は採用当時に大学が認めていることであり、論拠にも乏しい。

他にもいくつか具体的に挙げてみる。

・論文の内容には、客観的根拠がない推測による記述が多く含まれ、学術論文として不相応
・月刊誌、週刊誌等に掲載された記事は学術論文ではなくエッセイ
・院生・学生本位の教育がなされていない
・貢献度が低く、逆に周囲の足を引っ張っている

特に「学科内の職場環境を極めて不正常にさせている」という項目では、こんな記述もある。

・専攻科の各教員は（浅野さんによって）常時強いストレスにさらされている。（中略）これによる突発性難聴や帯状疱疹などの発症（が認められる）

帯状疱疹は言うまでもなくウイルスによって起きる病気であり、突発性難聴は原因不明の病気である。それが浅野さんのせいだというのは、言いがかりでしかない。要するに、別の学部の教授に浅野さんが「いかにひどい人物か」を印象付けるために、何の根拠もない誹謗中傷を並びたてている文書だった。

浅野さんは「人生で読んだ文書で、最も驚き呆れる内容

だった」と、悪意を持った人格攻撃をされたことに大きな衝撃を受けた。浅野さんはこの文書を作成したとみられるメディア学専攻の教授五人に対しても名誉棄損訴訟を起こし、現在京都地裁で争われている。

一一月一三日に開かれた研究科委員会で、再び浅野さんの定年延長が審議された。定年延長は通常承認だけで決まっていたので、可決要件の規定はなかった。にもかかわらず、冨田氏は独断で「過半数の出席」と、「『可』とする者が有効投票数の三分の二以上で可決」といった要件をその場で通知し、投票を実施した。

投票の結果は「否決」。浅野さんは出席していないため結果だけが通知されたが、誰が選挙管理委員を務め、誰が投票を管理し、投票数がどうなったのかもわからなかった。

浅野さんがあとから振り返ってみると、メディア学専攻の教授と社会学研究科長の冨田氏がはじめから仕組んでいたとしか考えられなかった。強引な投票によって浅野さんを大学から「追放」するシナリオができていたのだ。

こうして浅野さんは二〇一四年四月以降、教壇に立てなくなっている。

学生を無視した同志社大学の態度

被害を被ったのは浅野さんだけではない。浅野さんのゼミに在籍していた学生は、浅野さんが教壇に立てなくなった二〇一四年四月以降、ゼミを強制的に解散させられた。学生は浅野さんと連絡を取ることを大学から禁止され、ジャーナリズムが専門ではない別の教授のゼミに変更させられてしまった。

学生のなかでも特に困ったのが、インドネシアからの留学生のナジ・イムティハニさんだった。ナジさんはインドネシア政府の奨学生で、母国の国立ガジャ・マダ大学でジャーナリズム論を教えるため、浅野さんの指導の下で博士号の取得を目指していた。

ところが同志社大学は、二〇一四年六月、ナジさんを二〇一四年三月にさかのぼって「単位取得による満期退学」にしてしまった。ナジさんは博士論文の指導が受けられなくなり、人生を大きく狂わされている。ナジさんは現在ガジャ・マダ大学文学部日本語学科で、日本語の専任講師になっている。二〇一八年三月までに博士論文審査に合格すれば博士号が取得できるが、浅野さんの指導を受ける目途はたたないままだ。

また、大学の杜撰さは、浅野さんが担当していた大学院と学部の授業一〇コマのうち、いまだに八コマが休講の状態となっていることにも表れている。

社会学部のメディア学科は、ジャーナリズムを目指す学生が集まる人気の学科だ。浅野さんのポストは、かつて思想家の鶴見俊輔氏が務めていた。同志社大学のメディア学科のホームページでは、前身の新聞学専攻について次のように説明している。

『戦前の軍国主義化と戦争を阻止できなかった要因のひとつをジャーナリズムの貧困に求め、民主主義の発展に向けたコミュニケーション状況の向上を目指して、一九四八年四月新制大学の発足とともに誕生した、わが国でもっとも伝統のある総合的なメディア研究の拠点』

この伝統を受け継いだはずのメディア学科や大学院のメディア学専攻で、いまジャーナリズムが学べなくなっているのだ。

なぜ同志社大学は学生に影響を及ぼすほどの無理をしてまで、浅野さんを辞めさせたのか。その背景について触れておく。

背景は元教授の「私怨」と安倍政権寄りの村田前学長

背景のひとつは、浅野さんが定年延長を拒否されたときに、五回目の定年延長が承認された渡辺武達氏の「私怨」だ。

浅野さんは二〇〇五年、『週刊文春』にセクハラ疑惑を報じられている。「浅野教授が学生にセクハラをして、大学当局が認定した」という記事だったが、浅野さんは「事実無根」としてこれを全面否定。情報源を探ったところ、渡辺氏が自分のゼミに所属する学生を利用してセクハラを捏造し、『週刊文春』に情報提供していたことがわかった。渡辺氏は学内の「ハラスメント防止に関する委員会」にも浅野さんのセクハラを申し立てていた。

浅野さんはまず、文芸春秋に対し名誉が毀損されたとして損害賠償訴訟を起こし、二〇一〇年三月、最高裁で勝訴が確定した。裁判所は記事の内容は真実とは認められないとして、文春側に損害賠償としては高額な五五〇万円の支払いを命じた。

この訴訟の過程で記事の作成に渡辺氏が深く関与し、虚偽の資料や情報を提供していたことが認定されたため、浅野さんは二〇〇九年九月、渡辺氏に対しても損害賠償訴訟を起こした。この訴訟では二〇一三年六月、東京高裁が渡辺氏に七一万円の支払いを命じる判決を言い渡し、渡辺氏が上告。最高裁判決は二〇一三年一一月二二日だった。

浅野さんが「追放」に追い込まれたのは同年一一月一三日の研究科委員会。つまり、渡辺氏は自分の敗訴が確定する直前に、浅野さんを大学から追い出しにかかったのだ。最高裁は東京高裁の判決を支持し、浅野さんが勝訴している。セクハラを捏造して裁判に敗訴した側が、勝訴した側